避難区域見直しに関する住民懇談会

「計画的避難区域」から新たな区域へ

▲4月11日　福島県青年会館での懇談会のようす

4月9日から12日までの4日間、伊達市、相馬市、福島市の各方部で国による新たな避難区域見直しについて、住民の声を反映させるため、住民懇談会が開かれました。

今回の区域見直しでは、年間の予想積算線量に応じて、年間20ミリシーベルト以下の「避難解除準備区域」、年間20ミリシーベルト超50ミリシーベルト以下の「居住制限区域」、年間50ミリシーベルト超の「帰還困難区域」の3つの区域に再編されるものです。新しい3つの避難区域に設定されても、避難解除まで避難指示は継続されます。

これまで「計画的避難区域」であった飯舘村が、どのような区域に再編されるのか、4日間で延べ千八十一人が集まり、区域見直しや賠償等についての質問が出されました。

今回の懇談会で出された意見を考慮し、国は村と相談の上、5月にも新たな避難区域の設定が示される予定です。

▲4月10日　相馬市での懇談会のようす

国や村に問う～住民懇談会から～

4日間の住民懇談会では、国や村へたくさんの質問がありました。紙面の都合上、一部のみをお知らせします。

◆区域見直しについて

問 行政区内で2つの区域となる場合、無用な被ばくを避けるために高い地域に合わせた方がよいのではないか。

答 線量の高い地域は、しっかりと除染をして空間線量を下げる。線量の高い区域のほうが面積が小さくても人家が多い場合もあるので、実態について国と村が相談する。同じ行政区内で賠償に差が出ないようにしたい。

問 長泥地区は帰還困難区域になると思うが、バリケードで封鎖せず、立ち入りは自由にしてほしい。

答 警戒区域を解除すると高線量の地区にも立入りできるようになるため、どうしても帰還困難区域への立入りは制限する必要がある。しかし、村の場合、これまで立入りできた実態があり、避難から1年経過して今さら立入り制限とはいいにくい。開閉式のバリケードを設けるなど、地区に入れるような運用を検討している。

問 お知らせ版で公表されている村の線量だと帰還困難区域となるが、航空機モニタリングでは高い地域が反映されないのでは。

答 村の線量は、国が面的に放射線量を計測できる航空機モニタリングの結果を基本としている。区域見直しに当たっては、コミュニティを分断しないよう行政区単位の見直しを考えている。

◆賠償について

問 長期の避難となると精神的苦痛も増えてくる。精神的損害もずっと10万円でなく割り増ししていくべき。

▲4月12日　飯野町での懇談会のようす

答 精神的損害は前例も踏まえ10万円とされているが上限ではない。原子力損害賠償紛争解決センターの総括基準においては、妊婦などの特別な状況に即した増額も認められている。

問 農機具などの賠償はどのようになるのか。

答 当然賠償の対象。今後基準を示す。

問 営業損害・就労不能等にともなう損害の、損害額から控除しない「特別な努力」とは何か。

答 事故後、新たな職についたり、事業を立ち上げたりすること。これまでは、営業損害・就労不能にともなう損害の賠償額から差し引かれていたが、就労意欲の低下になるため、収入の一部を賠償額から引かないようにすると指針に明示する。

◆除染について

問 除染のスピードが遅いのでは。

答 平成24年・25年で村内の除染を進めていく。ただ、所有者から除染の承諾をいただいたりするため時間がかかる。本格除染は8月ごろから始まる予定。そのため、行政区ごとに除染の説明会を開催する。

問 除染による立木の補償は。山野草や果樹はどうなるのか。

答 立木補償は4月中に基準を示したい。除染方法は、実際に現地を見ながら、果樹等個々の事情について個別に相談し行いたい。

◆健康影響について

問 年間20ミリシーベルトは小さい子どもにとっても安心安全な値といえるのか。

答 低線量被ばくに関するワーキンググループで、年間20ミリシーベルト以下の被ばくのリスクはゼロではないが、肥満やタバコなどの要因に比べて非常に小さく、子どもや妊婦、胎児など、一番影響を受けやすい人も含めて考慮したもので、健康影響は少ないとの見解を得ている。20ミリシーベルトは安全の基準だが、安心して帰還するため除染を進める。（低線量被ばくに関するワーキンググループ報告については以下を参照：http://www.cas.go.jp/jp/genpatsujiko/info/twg/111222a.pdf）

▲4月9日　伊達市での懇談会のようす

◆その他

問 村民アンケートをとるべき。

答 アンケートは5月にとる予定で準備を進めている。

問 新聞などで報道されている飯舘村のモニタリングポストの値が除染や雪によって低減したものなので低い。避難先で「なぜ村は線量が低いのに避難しているのか」と間違った捉え方をされ困る。

答 モニタリングポストは、測ったままの数値を公表することが基本。測定機器は定点観測をするものなので移動するものでない。ただ、結果の公表は「除染をした結果」と付記するなど適切な広報に努める。